

輸出免税酒類輸出明細書兼輸出酒類販売場における購入明細書の記載要領

- 1 この様式は、記載する酒類の明細に応じて以下のとおり記載してください。

なお、(1)及び(2)の明細を1枚の様式中にまとめて記載して差し支えありません。

- (1) 輸出された酒類の明細を記載して納税申告書に添付する場合は、税関長（沖縄地区税関長を含む。）から交付を受けた「輸出証明書」（「輸出免税酒類輸出証明申請書」（CC1-5417）で証明を受けたもの）に基づいて作成してください。

なお、この様式に代えて輸出証明書又はその写しを納税申告書に添付しても差し支えありません。

- (2) 輸出酒類販売場において非居住者により購入された酒類の明細を記載して納税申告書に添付する場合は、当該輸出酒類販売場において保存している購入者誓約書に基づいて作成してください。

なお、この様式に代えて、購入者誓約書の写しを納税申告書に添付しても差し支えありません。

- 2 「酒類の品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》第7号から第23号に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。

- 3 「区分」欄には、次の区分を記載してください。

- (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
- (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
- (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
- (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨

- 4 輸出酒類販売場で酒類を免税販売した場合には、「氏名又は名称」欄に「輸出酒類販売場」と記載してください。

- 5 納税申告書の提出期限後にこの書類を提出する場合には、「参考事項」欄に提出者の住所及び氏名又は名称並びに月区分を記載してください。